

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止に関する基本方針

学校法人日本福祉大学

2026 年 10 月 1 日制定

1 基本方針

本法人（学校法人日本福祉大学）は、本法人が雇用する教職員が、求職者等に対して、その求職活動等を阻害する性的な言動を行うことを一切許しません。人間の尊厳と権利の擁護を教育研究の基礎に置く学校法人として、採用選考、就職説明会、インターンシップ、実習生の受入れなど求職者等と関わるすべての場面で、その人格と意思が尊重される環境を確保します。本方針は、「学校法人日本福祉大学ハラスメントの防止等に関する規程」（以下「ハラスメント規程」といいます。）及び同ガイドラインと一体として運用します。

2 対象

- ・ 本方針が守る「求職者等」...本法人の採用に応募・面接される方、就職説明会・採用説明会やインターンシップの参加者、教職員を訪問される方（OB・OG 訪問）、本法人が受け入れる実習生。
- ・ 本方針を守る者...本法人が雇用するすべての教職員（有期契約教職員、非常勤講師、兼務職員、委託職員を含みます。）及び本法人の役員。
- ・ 対象となる場面...本法人の施設内に限りません。学外の飲食店・貸会議室等、SNS等のオンライン、実質上活動の延長と考えられる懇親の場も含みます。

3 禁止する行為

「求職活動等におけるセクシュアルハラスメント」とは、求職者等の意に反する性的な言動により、その求職活動等が阻害されることをいいます。同性に対するもの、相手の性的指向・ジェンダーアイデンティティにかかわらず該当します。教職員が求職者等に対して次の行為を行うことを禁止します。

- ・ 身体に不必要に触れること。
- ・ 交際関係、性的な事実関係その他職務の遂行に必要な事項を質問すること。
- ・ 性的な冗談やからかい、性的な内容を含む掲示や画面の表示を行うこと。
- ・ 性的な関係を求めること、執拗に私的な食事や飲酒の場に誘うこと。
- ・ 採用選考上又は実習評価上の有利・不利を示唆して、私的な交際等を求めること。
- ・ 本法人が定める連絡手段以外（教職員個人のSNSアカウント等）で私的に連絡すること。

性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動やその暴露、優越的な関係を背景とした言動、妊娠・出産・育児休業等に関する言動により求職活動等を阻害する行為も行いません。

4 求職活動等に関するルール

教職員が求職者等と面談等を行う際のルールを次のとおり定め、双方に周知します。

- ・ 場所...原則として本法人の施設内又はあらかじめ指定した場所で行います。教職員が個人の判断で学外の飲食店等を指定することはしません。
- ・ 時間帯...原則として 9 時 15 分から 17 時 15 分までの時間帯に行います。
- ・ 実施体制...原則として教職員 2 名以上で対応します（やむを得ず 1 名の場合はあらかじめ所属長に届け出ます）。
- ・ 飲酒を伴う場...時間帯を問わず、飲酒を伴う場での選考・面談・懇親は行いません。
- ・ 連絡手段...〔本法人が付与した電子メールアドレス、採用管理システム等〕によることとし、教職員個人のSNSや個人の電話番号による私的な連絡は行いません。

5 相談窓口

求職者等からの相談（苦情を含みます。）を次の窓口で受け付けます。

総務部人事課 電話(0569)87-2216 E-mail:jijinji@ml.n-fukushi.ac.jp 受付時間 9:15～17:00

- ・ 相談は、現に生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合や、これに該当するかどうか判断が難しい場合であっても広く受け付けます。対応は、ハラスメント規程に定める学園ハラスメント対策推進室及び関係課室が連携して行い、相談者・行為者等のプライバシーを保護します。
- ・ 相談を行ったこと又は事実確認に協力したことを理由として、求職者等が採用選考の結果その他の取扱いで不利益を受けることは一切ありません。教職員についても、解雇その他の不利益な取扱いをしません。
- ・ 本法人の窓口のほか、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に相談することもできます。

6 事案が生じた場合の対応

- ・ 事実関係の確認...相談者及び行為者とされる者の双方から、事実関係を迅速かつ正確に確認します。相談者の心身の状況や受け止めに十分配慮し、主張に不一致があり確認が困難な場合は第三者からの聴取等を行います。
- ・ 被害を受けた求職者等への配慮...事実が確認できた場合は、速やかに、当事者を引き離す対応、行為者の謝罪その他の配慮の措置を適正に行います。
- ・ 行為者に対する措置...事実が確認できた場合は、就業規則及びハラスメント規程に基づき、行為者に対して必要な懲戒その他の措置を厳正に行います。
- ・ 再発防止...事実が確認できた場合はもとより、確認できなかった場合においても、本方針を改めて周知・啓発する等の再発防止措置を講じます。

7 教職員への周知・啓発、教育機関としての連携

- ・ 本方針及び 4 のルールについて、教職員に研修その他の啓発を実施します。特に採用選考に関与する教職員及び実習生を受け入れる部署には重点的に実施し、性別役割分担意識に基づく言動が発生の原因や背景となり得ることの理解を深めます。
- ・ 本学の学生が他の事業主の求職活動等でセクシュアルハラスメントを受けた場合の相談も、関係部署及びハラスメント相談窓口で受け付け、連携して対応します。

以上